

	誤	正	更新日															
P86	2. 役員の給与の損金不算入 の5行目 ②定期同額給与及び利益運動給与※	→②事前確定届出給与及び利益運動給与※	8月4日															
P92	■交際費等 1. 交際費の損金不算入額 の表内(※)書き 平21. 4. 1以後開始する事業年度	→平21. 4. 1以後終了する事業年度	6月26日															
P102	⑤逓増定期保険 主契約保険料〔養老保険部分〕項目 の※書き ※上記()書は平20. 2. 28以後契約の保険料	→※上記()書は平20. 2. 28前契約の保険料	9月14日															
P106	■欠損金の損金算入 (2) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用 〔規制内容〕2. の1行目 該当事由が発生した日の属する事業年度から3年内 (5%超保有した日から5年を限度とします。)	→該当事由が発生した日の属する事業年度から3年 内(50%超保有した日から5年を限度とします。)	7月13日															
P109	■普通法人の税率表 1. 法人税の税率 の表			8月19日														
		所得金額	期末資本金1億円以下の普通法人		期末資本金1億円超の法人													
	普通法人 (一般社団法人等及び人格の ない社団等を含みます。)	年800万円 相当額以下	18%(平成21年4月1日から平成23年3月31日の間 の終了事業年度分に適用されます。本則は22%)															
		年800万円 相当額超	30%															
公益法人等(一般社団法人等を除きます。) (収益事業分) 及び 協同組合	年800万円相当額以下	18%(平成21年4月1日から平成23年3月31日の間 の終了事業年度分に適用されます。本則は22%)																
	年800万円相当額超	22%(特定の法人は26%)																
P120	5. 上場株式等の配当金・譲渡益の源泉徴収 ② 平成24年1月1日～平成24年12月31日 の記載内容 ・上場株式等の配当～・・・10%(本則税率は20%) ・源泉徴収税率10%～申告は不要が選択できます。	→本則税率20%	11月25日															
P132	7. 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 の1行目 個人が平成10年1月1日から平成23年12月31日までの～	→個人が平成10年1月1日から平成21年12月31日までの～	8月4日															
P205	★親族表「中心的な同族株主」の範囲 表記(アミカケ箇所)の他に「六世の祖」、「五世の祖」、「高祖父母」、「玄孫」、「五世の孫」、「六世の孫」も含まれます。		8月4日															
P208	(6) 住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例 の4行目 (★平成21年1月1日から平成23年12月31日までの～	→(★平成21年1月1日から平成21年12月31日までの～	8月5日															
P225	■事業の形態と株式評価 の右枠内			8月19日														
	類似業種比準価額 × $\frac{\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{5} \times \text{斟酌率}$	→	類似業種の株価 × $\frac{\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{5} \times \text{斟酌率}$															
P229	■登録免許税 1. 不動産登記関係 2. 所有権の移転登記 ④その他原因(売買等)による移転登記 の5行目			7月9日														
	<table border="1"> <tr> <th>(登記等の事項)</th> <th>(課税標準)</th> <th>(税率)</th> <th>法令等</th> </tr> <tr> <td>(建物)平成23年3月31日までの所有権の保存登記</td> <td></td> <td>0.15%</td> <td>措法72の2</td> </tr> </table>	(登記等の事項)	(課税標準)		(税率)	法令等	(建物)平成23年3月31日までの所有権の保存登記		0.15%	措法72の2	→	<table border="1"> <tr> <th>(登記等の事項)</th> <th>(課税標準)</th> <th>(税率)</th> <th>法令等</th> </tr> <tr> <td>(建物)</td> <td></td> <td>2.0%</td> <td></td> </tr> </table>	(登記等の事項)	(課税標準)	(税率)	法令等	(建物)	
(登記等の事項)	(課税標準)	(税率)	法令等															
(建物)平成23年3月31日までの所有権の保存登記		0.15%	措法72の2															
(登記等の事項)	(課税標準)	(税率)	法令等															
(建物)		2.0%																
P239	◇資本割 の項目と説明文に表記されている語句の 資本等の金額 について 本文中に表記されている語句 資本等の金額 は 資本金等の額 に読み替えてください。		12月7日															

本書は平成21年4月1日現在の法令に基づいて編集しており、それ以後の改正については掲載しておりませんのでご了承下さい。なお、平成21年6月26日公布・施行の「租税特別措置法の一部を改正する法律」は“予定”として内容の一部を掲載しておりますが、改正内容と異なる箇所(P92、P208)が見つかりましたので正誤箇所と併せて、記載させて頂いております。訂正点追加の際には当社ホームページ内(<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html>)に掲載させて頂きまますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。